

助成金申請法

受講前にご用意いただく書類

- ・一週間前までに建災防に提出

①委託契約書…2通

②430円の定形外サイズ 簡易書留分の切手を貼付した返信用封筒

※注 免除なし、一部免除等、同社内で受講されるコースが複数ある場合は各コースにそれぞれの委託契約書が必要となりますのでコースごとに各2通ずつご用意下さい。

講習受講



受講修了後に下記⑩～⑭(受講証明等を含む)の書類を返送いたします。



下記①～⑭に記入捺印の上、厚生労働省京都労働局助成金センターにお客様から直接提出して下さい。
(講習終了より2カ月以内) 他府県に登録されている事業所の場合、提出先は所在の助成金センターもしくはハローワークとなっております。事前にお問合せをお勧めします。

※申請必要書類については、厚生労働省ホームページの助成金政策をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

お客様に用意していただく書類

- ・初めて助成金の申請をされる方は支払方法受取人住所届の提出が必要です。(厚労省HPに様式があります。)

①労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書(写し)又は労働保険料等納入通知書(写し)

②助成対象となる中小建設事業主又は建設事業主であることを確認できる書類(建設業許可番号が記載された書類・定款・登記事項証明書(写し)、資本及び労働者数が記載された書類、事業内容を記載した書類等)

③賃金台帳(写し)

④就業規則(写し)、雇用契約書(写し)、休日カレンダー等の受講者の所定労働日及び所定労働時間が分かる書類(写し)

⑤出勤簿(写し)、タイムカード(写し)等の訓練期間中の出席状況を確認するための書類

⑥受講料の支払い証明(振込票等支払いを証明できるもの及び領収証の写し)及び所要費用の領収証(写し)

⑦支給要件確認申立書(共通要領様式第1号) ※厚労省HPからダウンロードして記入してください。

⑧修了証(写し)

⑨その他管轄都道府県労働局長が必要と認める書類(経費助成の場合でeラーニングによって実施された訓練については修了証、賃金助成の場合で建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合には建設キャリアアップシステムから出力される技能者情報に係る書面、建設キャリアアップカードの写し等、登録を証する書面または登録申請書の写し等、申請中であることを証する書面など)

建災防で用意する書類

⑩技能実習委託契約書

⑪支給申請書(建技様式第3号)※必要事項をご記入ください

⑫支給申請内訳書(建技様式第3号別紙1)※必要事項をご記入ください

⑬建災防の領収証の(写し)※振込の場合のみ。現金の場合はお渡しした領収証(写し)をお使いください。

⑭講習カリキュラム

申請・記入についてご不明な点、ご質問は京都労働局助成金センターまたは最寄りのハローワークにお問い合わせください。
京都労働局助成金センター(〒604-8171 京都市中京区虎屋町566-1-2F 井門明治安田生命ビルTEL:075-241-3269)